

エールラボえひめプロジェクト認定審査部会設置要綱

(設置)

第1条 エールラボえひめプロジェクト認定制度実施要綱（令和3年4月1日施行。以下「制度要綱」という。）第6条に規定する審査を行うため、エールラボえひめプロジェクト認定審査部会（以下「審査部会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、制度要綱において使用する用語の例による。

(任務)

第3条 審査部会は、別に定める審査基準に基づきプロジェクトの認定に関する事項について審査し、その結果を最高デジタル責任者に報告する。

(組織)

第4条 審査部会は委員10人以内をもって組織する。

- 委員は、人格、識見等に優れ、申請されたプロジェクトの審査を中立、公正の立場で客観的に適切に行うことができる学識経験等を有する者のうちから、愛媛県デジタル総合戦略本部本部長が委嘱する。

(会長及び副会長)

第5条 審査部会に会長及び副会長を置く。

- 会長は、最高デジタル責任者補佐官をもって充てる。
- 副会長は、愛媛県企画振興部デジタル戦略局デジタルシフト推進課長をもって充て、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(委員の任期等)

第6条 委員の任期は、1年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 審査部会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、これを主宰する。

- 会議は、オンラインでの開催を原則とし、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 委員は、会議の出席について、他の者をもって代理人とすることができない。
- 議事は、会長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところに

よる。

5 会長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員の除斥)

第9条 委員は、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

(庶務)

第10条 審査部会の庶務は、愛媛県企画振興部デジタル戦略局デジタルシフト推進課において処理する。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、審査部会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。